

A thick dark blue vertical bar runs down the left side of the page. A light brown arrow-shaped graphic points to the right, overlapping the vertical bar and the title text.

石木ダム建設問題の現在

みんなの思いと裁判で分かったこと

編集 石木ダム対策弁護団

内容	
はじめに	2
第 1 章 地域住民の思い	
石木ダム反対運動のこれまで	3
ごく普通の今の静かな暮らしを続けたい	6
ホタルの里に住み続けます	10
私達を自由の身にしてください	12
第 2 章 弁護団からの報告	
ダム事業の違法性を考える視点	14
治水安全度を前提にした安全神話は崩壊した	17
石木ダムの必要性は存在しない	21
奪われようとしているもの	27
参考； 石木ダムを巡る問題・経過	29

* 石木ダム訴訟についての詳細は、インターネット上 [「石木ダム訴訟・申立 資料集」](#) で検索してください。この訴訟における当方のまとめは、第 13 回口頭弁論 結審のところに掲載した、利水最終 J12HP 用と治水最終 J13HP 用を参照ください。

はじめに

みなさんは、石木ダムという名前のダムの建設が進められようとしていることをご存知でしょうか。

石木ダム計画は、長崎県東彼杵郡川棚町の石木川という清流をダムでせきとめて、隣の佐世保市に水を供給したり、下流にある川棚川の洪水被害を防止するという利水・治水を主な目的としているダム事業計画です。

このダム計画のために、今現在建設予定地にお住まいの方々の土地や住居は強制的に長崎県に取り上げられようとしています（強制執行）。今でも、このダム建設予定地には約60名の住民の方がお住まいになっているのですが、このダム計画が進行してしまえば、現に居住している皆さんを、その意思に反して追い出すこととなってしまいます。

本当に、それでよいのでしょうか。

私たちは、この石木ダムの建設の必要性があるかを、正面から検討してみました。そして、その必要性がないことがはっきりと分かりましたので、強制執行を認める事業認定という手続きの取り消し訴訟を提訴いたしました。

この訴訟を通じて、地元住民の皆さんの思いを裁判所には伝えてきました。また、利水の面からも治水の面からも、その必要性が全くないことが明らかになってきました。

このパンフレットでは、事業認定取消訴訟を通じて得られたこのような内容の一部を裁判に参加されておられない皆様にもお伝えしたいと思い、とりまとめさせていただきました。

ぜひ最後までお目通し下さり、石木ダムが本当に必要なのか、この問題はどのように解決していくべきなのかを一緒に考えていただけると幸いです。

石木ダム対策弁護団

石木ダム反対運動のこれまで

岩 下 和 雄

1 はじめに

私は、ダムが出来ると水没が予定されている地域に住んでいる地権者の一人で、岩下和雄といいます。今日は、この裁判で問題となっている石木ダム建設が私たち住民の声をいかに無視し続けてきたのかについてお話しさせていただきます。

2 石木ダム建設反対運動にかかわってきた経緯

私が住んでいる川原（こうばる）地区は、町の中心地から約5キロ、車で7～8分の距離にあり、ほとんどの世帯が町内で仕事をしています。休日は田畑を耕し、過疎とは無縁の住みやすい地区です。13世帯約60名余りの住民は、本当に仲がよく、毎年恒例のほたる祭りは全員で作り上げ、毎年みんなで小旅行にでかけています。

私が中学生のころ、石木ダム建設計画を初めて知りました。今から54年前の1962年、県が地元住民に無断で測量調査を行ったときでした。その後、私は17歳で父を亡くし、世帯の代表として父親世代の方々に混じりダム反対闘争にかかわってきました。

私が長年、反対闘争に力を注ぐのは、県や町が私たちの声に耳を貸さず、ダムが真に必要なかという議論をせぬまま、13世帯の生活と人生が強制的に奪われていくこと、先祖より受け継いだ隣人愛あふれる故郷が破壊されていくことへの悔しさがあるからです。

3 対話のない民主主義～ダム建設反対の闘争40数年の歴史

石木ダム建設計画は、50年間続いています。これが民間企業の計画であれば当然に中止されているはずですが。なぜ、ダム建設は中止されないのか。それは、膨大な税金が投入されても腹が痛まない行政が掲げる計画だからです。建設ありきの計画で、その予算を他に有効活用することなど考えていないのです。

この計画は、長崎県が地元が無断で湛水線の測量調査を開始したことが始まりですが、その調査は地元の抗議で中止させました。

10年後の1971年、長崎県は川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼しました。このときの調査はダム建設を前面に出さず「石木川の河川開発調査」と名を変えていました。説明会は物別れに終わりましたが、当時の川棚町長が「地質調査は河川開発の一

環です。あくまで調査であってダム建設には直接つながりません。」「地元が反対するならばダムはできません。」「地質調査だけでもさせてください。」と何度も土下座したのです。何度も土下座する町長の姿を見た長老たちは、長崎県と「ダム建設の必要性が生じたときは、書面による同意の後着手する」、川棚町とは「県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制収用等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を阻止する行動をとることを約束する。」と覚書を交わし、調査に同意しました。しかし、ダム建設に同意したわけではありません。ダム建設は、私たちの生活と人生を根こそぎ奪うのですから、覚書は当然のことを約束したにすぎません。だからこそ長老たちも、県と町を信頼したのです。

しかし、私たちは、その2年後、報道で石木ダムの建設予算がついたことを知らされます。まさに寝耳に水です。県や町と結んだ覚書は完全に無視されました。最低限の約束は守られないまま、計画は着々と強行されていたのです。

その後、県や町は戸別訪問を繰り返し住民の切り崩しを行いました。町は「石木ダム雑感」などの内部資料を作成し、金銭補償について「反対同盟がしっかりしている今こそが県と交渉がしやすい」「事業認定されると補償はもらえない」として、県や町職員による「酒食のもてなし」が、長老たちや住民に対して行われました。

1982年4月、長崎県は立ち入り調査を告示しました。そこで、私たちは「ダムの必要性から話しをしよう」と申し入れますが、県は「測量調査同意のお願い」と話題をすり替え、話し合いを拒否しました。その後、県は、7日間にわたり750名あまりの機動隊をこの静かな町に送り込み、私たちを排除し、立ち入り調査を強行します。しかし、私たちは、7日間、座り込みで抗議しました。多くの市民、県民も支援してくれ、結局、県は調査断念に追い込まれました。

県は2009年11月、事業認定の申請を行い、翌年の2010年3月、付替え道路工事を強硬的に着手しました。これに対し、反対同盟は支援者と共に座り込みで4か月間工事入口を封鎖して抵抗しました。結局、県は工事中断を発表して、補助金をいったん国へ返納する事態となりました。

その後も、私たちは石木ダム検証会議に地元住民やダム反対の立場の有識者を参加させるよう要望しましたが、県関係者のみが集まった、たった3回の会議でダム必要との結論が出されました。

2012年4月には、国交省の有識者会議で「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望します。」との意見が付きましたが、その翌年に開かれた公聴会では、公述人20名のうち私を含む12名の反対意見にもかかわらず、事業認定が認可されました。

同じ年の12月「石木ダム対策弁護団」が結成され、支援組織4団体と共にダム必要性に関する公開質問書を県や佐世保市に提出し、話し合いを繰り返してきました。しかし、県や市は「ダム必要」を導いた根拠について、何ら真摯な回答をしていません。2014年7月、長崎県知事がこの40年間で初めて話し合いの場に参加し「今後も話し合いを続けていきます。」と約束しましたが、その同じ月、県は付替え道路工事に着手し、私たちの阻止に対して、県は通行妨害禁止の仮処分を申し立てるなど、県の強硬姿勢、住民無視の態度は続いています。

4 今後の運動について

いま、お話ししてきましたように、県や町は最低限の約束である覚書さえ守らず、真っ向からの議論を避けるだけでなく、機動隊を導入したり、工事を強行したりしてきました。私たちの声はどこまで無視されるのでしょうか。これが、本当に民主主義なのでしょうか。県は、機動隊を導入しても、工事を強行してもへこたれず、何か月も座り込みをして阻止する私たち地権者や市民・県民が議論を求めていること、私たちを無視することに怒っていることに気づいているはずです。私たちは、県の強行姿勢によって、どんどん結束を増し、支援の輪も全国に広がっています。県がむちゃくちゃなことをすればするほど、反対の声が広がることを思い知って欲しいと思います。県は事業認定の申請をすれば、地権者は同意するだろうと安易に考えていたようですが、事業認定されても私たちが動揺しないことに県関係者からも「話が違う」といった声が出始めているようです。私たちは「納得できないダム建設には絶対反対である」、「不要なダムの為故郷を売ることはあり得ない」という立場を貫いています。私たち反対同盟は一つの家族のようなもの、今後も協力し合って石木ダム建設に反対していく覚悟です。

ごく普通の今の静かな暮らしを続けたい

松本好央

1 はじめに

私は、石木ダムが建設されれば家や仕事を奪われる川棚町岩屋郷川原（こうばる）地区に住む、松本好央（まつもと・よしお）です。

私たちの住み慣れたふるさとを永久に消滅させ、私たちの平穏な暮らしを根こそぎ奪い去ろうとするこのダム計画が、いかに愚かで人権を無視したものか、ダム水没予定地の地権者の一人として、そのことを裁判所にぜひわかってもらいたいと思い、きょうは意見を述べさせていただきます。

2 私が生まれ育った川原と祖父の思い

私の家族は、祖母と両親、私と妻、そして4人の子どもたちの4世代9人で同居していて、川原13世帯の中では一番の大家族です。

もともと、私の祖父は、川原から車で5分ほど石木川を遡った上流の中ノ川内（なかのこうち）という地区に住んでいました。祖父は、そこに広がる棚田で米などを作り生活していました。

ところが、今から54年前の1962年、長崎県が、石木川にダム建設事業を計画しました。祖父は、石木川流域の美しい自然を破壊するダム計画に反対でした。

父が結婚し、孫の私が生まれた1975年、祖父は父と相談し、将来の子どもたちや孫たちのため、この素晴らしい川原の土地をずっと守り続けると腹を決め、川原のダム建設予定地に、あえて家を新築しました。

それから41年、私が子どもころから今日まで生きてきた年月は、川原の家、川原の豊かな自然とともにいつもありました。

皆様は、私が、生まれ育った川原に来たことがありますか。

春には菜の花が咲き乱れ、新緑の季節には緑が萌えるように輝いて小鳥がさえずり、初夏には蛍が飛び交い幻想的な光の世界に包まれ、秋には棚田が黄金色に染まります。

地区を流れる清流・石木川には、ここだけに生息している魚やカエルなどたくさんの貴重な生き物がいて、夏はたくさん子どもたちが訪れる格好の遊び場です。ぜひ一度、現地を見に来てください。

3 私がダム反対運動に目を向けるようになった子どもころの原体験

この私たちが自慢とする川原の自然や暮らしを根こそぎ破壊し、コンクリートのダムに沈めてしまうのが、石木ダム建設計画です。

私が川原で生まれ育ったこの41年は、ダムとの闘いの年月でもありました。

私が、石木ダム建設を進める権力の恐ろしさを初めて体験したのは、今から34年前のことです。

当時、私は7歳、石木小学校の2年生になったばかりでした。

1982年5月、濃紺の服を身にまとった大勢の機動隊が、突然、川原にやってきました。

長崎県が機動隊を導入して実施した抜き打ちの強制測量でした。彼らは、僕らの土地を測量し、杭を打ちにやって来たのです。最初、僕らは、ただただ怖くて、怖くて、震えていました。

でも、大人たちは、杭を打たせまいと道路に座り込み、道を開けようとはしませんでした。男性だけではなく、女性やじいちゃん、ばあちゃんたちも腕を組んで座り込みました。僕たち小中学生も、自分の意志で学校を休み座り込みに参加しました。

地権者だけでなく、支援者も大勢駆けつけてくれました。

大人たちは、この土地を守ろうと必死で立ち向かいました。

それに対し、機動隊は、容赦なく、座り込みの大人たちをごぼう抜きにして力づくで排除していきました。

何人かの大人たちはけがをさせられました。僕も、機動隊に抱きかかえられて、座り込みの列から排除されました。それでも、大人たちは、歯を食いしばって、座り込みによる阻止行動を続けました。

そんな大人たちの姿を見て、僕たちも自然と手をつなぎ震える手に力を入れて「帰れ！帰れ！」と力の限り叫び続けました。僕らの土地を守りたい、気持ちはただそれだけでした。

そんな行動が何日も続きました。

その後、長崎県は、とうとう強制測量の中止に追い込まれました。

地元住民の人権を無視し、無理矢理、強制的に進めなければ実現できないダムにどんな公共性があるというのか。あの時の出来事が、私の反対運動の原点であり、今の私たちの団結力の原点となっているのです。

4 不必要なダムによって生活基盤が奪われる理不尽さ

あの強制測量から30年以上が経ちました。この間、石木ダムがなくても何も困りませんでした。ということは、普通に考えれば、ダムの必要性がそもそもないということではないですか。それなのに、私たちが反対し続けてきた石木ダム計画は、中止になるどころか、反対に、計画から50年以上経った今、強制収用手続きが進み、いよいよ本格的工事に向けて動き出そうとしています。なぜ今頃、50年前に計画されたものが動き出すのか、全く理解できません。

少なくとも、その土地で日々暮らしを営んでいる私たちの生活を奪ってでもダムを造る必要があることについて、納得のいく説明が行われたことは一度もありません。国は、何の利益もないダムのために、私たちに犠牲になれというのですか。私たちが愛するふるさとで住み続ける権利よりも、ダム工事をする行政や業者の権利の方が価値があるというのですか。

私は、今、父が個人で経営する小さな鉄工所で働いています。

コンベアーやローラーなどの部品、陶器を運ぶ台車や陶器を並べる棚などを加工、溶接するのが仕事です。父の鉄工所は、川原の自宅の隣にあります。ダムができれば、自宅とともにダムの底に沈みます。そうなれば、当然、私と両親は仕事を失います。

ダムは、家や土地、豊かな自然といった物理的なものだけでなく、私たちの日々の生業（なりわい）といった生活基盤そのものを奪うのです。

5 最後に

私の妻が18歳で初めて川原にやってきたとき、ギョツとした顔をしました。田んぼや畑のあちこちに、石木ダム反対のでっかい看板があったからです。私は、そのとき初めて知りました。

こんな看板だらけの景色が普通でないことを。

私は、生まれてからずっと、この景色が当たり前の中で育ったのです。

それが異常だったということに気付かなかったのです。

私たち住民が、先祖代々受け継いできた土地や家屋、生業、共存している生き物すべてを水の底に沈めようとしているのが、この石木ダムの建設計画です。

私の祖父は、「石木ダム建設白紙撤回」の願いもかなわぬまま、7年前に亡くなりました。

その祖父の思いを受け継ぎ、生まれ育ったこの土地を、子どもたちに残したい。

ごく普通の今の静かな暮らしを続けたい。

私たちの願いはただそれだけです。

私たちのわずかな願いを真正面から受け止めて下さい。

そして、ダム反対の看板のない、ありのままの川原の景色に戻してください。

ホタルの里に住み続けます

炭 谷 猛

私は炭谷猛です。生年月日は1950年〔昭和25〕11月13日で、66歳です。妻と長男、長男の妻、孫6歳、5歳、1歳の7人家族で暮らしています。長男夫婦は共稼ぎです。長女は同じ町内に嫁いで子供は4人で、次男は東大阪市に住んでいます。

また、私は川原（こうばる）地区の行政地区の総代も引き受けています。川原地区の上流残存地区の総代とも川流れであり交流もあり共存、共栄を図っています。この事は古い時代からダム反対についても同じで今も続いています。

私の家には先祖代々受け継がれて来た過去帳が有ります。その炭谷家累代葬儀には宝暦3年より葬儀の記録が記されています。この土地で代々受け継がれてきた水田、畑、そして山、川ましてや我が家の土地は代々受け継いで来ております。過去帳に記された30数名の先代が培ってきた我が家の歴史、田畑は今度は私が私の子、孫へと繋いで行くものだと思っております。

私は生まれてから今まで住所変更は行ったことは1度も有りません。高校を卒業して、町内の会社に就職しました。当時は一応名のあったグループの関連の会社でした。

私が25,6歳ごろには石木ダム反対の話がすでにあり、父は会社勤めの傍ら農業をしていましたが、ダム反対運動にも参加していました。そのため、私は我が家の跡を継ぐことにもなんら抵抗はありませんでした。私が29歳の時にダムの事で、世帯主の件で責任が問われる地区郷会があり世帯主を私が引き継ぎました。その頃から地区の副総代兼会計となり36世帯の世話もする事となりました。

32歳（1982年）の時には石木ダムの強制測量があり、大変な苦痛と困難、試練そして怒りの一年間でありました。その時、長女7歳（小学1年）、長男1歳でした。

それから25年間ダム問題は収まることなく連日続く長崎県や佐世保市長の朝晩地区内での立ち連呼、立証活動、嫌がらせ、県職員の職場、自宅訪問等々の説得、勧誘、親戚までもが話しを出す、なんということだと私は人間不信になりそうでした。ダム、ダム、ダム、毎日の生活がダムに翻弄された日々でした。

私が石木ダムに絶対、いやどうしても納得出来ないのが、利水と治水の矛盾、そして私たちが住んでいる環境を壊すと言うことです。ダムは全てをなくし、地域を寸断して人間性さえも壊して行くものだと言った時から絶対反対していました。

40年前に佐世保市が説明してきた針尾工業団地は短い期間で話も無くなり、人口は増える事もなく佐世保重工の仕事量は近年では減少しているにもかかわらず、水道局の今後需要が増えるという説明はどう考えても信じられないのです。ましてや10年以上も右肩下がりの実績がある中で何を信じられますか。

また、長崎県の言う川棚川の治水についてもダムがあれば洪水が防止出来ると宣伝しています。しかし、川棚町中心部の浸水は内水面氾濫であり川棚川の堤防越水ではありません。そして石木ダムの流域面積は川棚川のわずか11パーセントで、ましてや石木川は最下流支流であり傾斜度が高く短時間に海岸まで流れて川棚川の増流に影響を与える度合いは少ないのです。

以上の点を考えても、私は30数年以上前から石木ダムを作らねば成らない理由について考えてきましたが、未だに納得できないし、理解も出来ません。

これに加えて石木ダムが事業認定の土地収用法にいう公共の利益に値するとは絶対に、考えられないのです。公共の利益とはなんですか？

この土地収用法によって私たちの土地が水田が畑がそして私の家族が先代が営々と創ってきた我が家が、県の職員が遠くで調べただけで、知ってもいない収用委員が会議をするだけで、封筒の郵便物が所有者に送られるだけで、10数世代の先祖と今の家族が支えてきた財産が後1,2年で登記簿から、消えてゆくのです。これが公共の利益の代償ですか。

こんな理不尽な事があるでしょうか。私は納得出来ません。いや理解できません。

私達には我が家に、地域に、そしてここ故郷に住む権利があります。田を耕しこの土地で生きてゆく権利があります。

私達13世帯と木場地区地権者はたとえ土地収用がすんでしまっても、海岸線から距離5kmの小山に囲まれた、里山のこうばるのホタルの里に住み続けます。

私達を自由の身にしてください

岩本宏之

1 はじめに

私は、原告の岩本宏之です。生年月日は1944年（昭和19年）12月24日で、満73歳です。私は、石木ダム建設の水没予定地域（こうばる）で生まれ育ち、高校卒業後は役場で仕事をし、平成17年に定年退職をした以降は現在も、こうばるで米や野菜を作り、猪を獲ったり、魚を釣ったりして、自給自足の生活を続けています。現在、妻と長男と3人暮らしをしています。

2 強制収用は許さない

私の集落は、戦時中、国が海軍工廠を造るため多くの農地が強制収用されました。中には家屋を移転させられた世帯もありました。それでも私の家族は建物には住み続けることができました。

その後、終戦となり農地は地主に払い下げられましたが、工廠跡の敷地が厚いコンクリート張りでしたので、私たちはゲンノウやツルハシを使って打ち砕き、リヤカーで運び出して、汗水垂らし何ヶ月もかけて、家族ぐるみで農地に復旧する作業をしたことを思い出します。

もう二度とこのような思いをすることはないだろうと思っていましたが、今度のダム事業により再び強制収用されようとしています。しかも、今回の場合は前回と異なり、農地だけでなく、住んでいる家や土地も対象となりますし、一度、収用されてしまうと、二度と払い下げられることはなく、ダムの底に沈んでしまうこととなるのです。

私は、必要のないダムを造るために、これまで先祖代々住んできたこうばるの地を離れることを絶対に受け入れることはできません。現在、集落には13世帯55名の住民が生活しています。

私達は、これまで住んできた土地や建物を明け渡す考えは毛頭ありません。今まで通り農地を耕作し、自分の家に住み続けるつもりであることを改めてここで宣言します。

3 石木ダムは不要なダム

岩本家の先祖がこうばるの地に住むようになったのは100年以上前になります。

私は、昭和46年の予備調査の説明会で石木ダムの問題を知ることとなりました。

その説明会の中で住民から、「石木ダムは、なぜ多目的ダムにするのですか。」と質問をしたことがありました。これに対して県は「利水ダムだけでなく、治水を加えて多目的ダムにした方が国から補助金が多く貰えるからです。」と回答したことを今でもはっきりと記憶しています。

このように、石木ダムは、ダムを造ること自体が目的のダムであり、また、補助金をもらう為に数字を操作して色々な目的を付け加えて事業認定申請をした事業であることは明らかなのです。

4 ダム問題からの解放を

石木ダムを造るには、13世帯の家屋を強制的に取り壊し、私たち住民を追い出さなければなりません。

前代未聞の大規模な行政代執行をしなければならないのです。そして、行政代執行が実施されれば、昭和57年の強制測量時以上の悲劇が繰り返され、全国的大ニュースとなり国民の大きな非難を浴び、長崎県政の歴史に大きな禍根を残すことになるでしょう。

ダム計画から、50数年が経過しましたが、私達の親達もダム反対を唱えながら悔しさを抱き、計画が撤回されることのないまま、この世を去っていきました。さぞかし心残りであったでしょう。

気がつくとも私達も殆どが60代後半、70代の高齢者になり、長い間、ダム問題に翻弄され不安と精神的な苦痛を受け続け、人間として自由に生きる権利を拘束され続けています。

私たちは長年、石木ダムの翻弄された人生を繰り返してきました。

この問題は私たちの代で終わらせて、次の世代に安心してこうばるで暮らすことができる機会を与えてあげてください。

また、私達の残り少ない人生をダム問題から解放された状態で有意義に過ごすことが出来るよう、私達を自由の身にしてください。

ダム事業の違法性を考える視点

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

あまりにも当然のことですが、原告らが日本国民、長崎県民として有している基本的人権は、いかなる行政権力といえども、侵すことのできない永久の権利です(憲法第11条)。すべての国民は個人として尊重されなければならないのです(憲法第13条)。

しかし、今すでに原告や相代理人がこもごも訴えたとおり、長崎県知事は公権力を振りかざし、原告らの「人としての尊厳」を土足で踏みにじろうとしています。私は長崎県知事の一方向的な権力行為を見るとき、有名な過去の一つの演説を思い起こしてしまいます。

すなわち、1941年6月22日、ヒトラーの機甲部隊が突然電撃的にソ連の国境線を越え、ロシアの大地に侵攻した時、イギリス首相チャーチルは、その日の夜9時のBBC放送で全国民に次のように訴えました。

「今私の目に映っているのは、祖国の門口に立って、自分たちの先祖が幾世代にもわたって耕してきた田園を防衛しているロシア兵士たちの姿であります。私が見ているのは、そこで非常に苦勞して生活の糧を大地から得ており、またそこに人間の根源的な喜びがあり、少女たちが笑い、子どもたちが遊んでいるロシアの村々であります。さらに私の目に映っているのは、これらすべての上にナチの戦争機械が戦争の騒音をがちゃつかせながら、襲いかかっている情景であります。」そしてチャーチルは、イギリス国民と、さらに世界の国民に対して、このヒトラーの無法な攻撃に対し、一緒に戦い抜くことを呼びかけたのです。

私にはこのチャーチルが「私の目にいま映っている情景」として描いた映像が、そのまま石木ダムをめぐる、こうばるの大地と、そこに生活する人々に、長崎県知事が命じる重機が襲いかかっている情景と、まったく同じものとして重なって見えます。写真集の笑顔の人々に対して襲いかかっている姿です。

すでに御承知のとおり、長崎県知事は諫早湾干拓工事を巡る紛争の中で、諫早湾周辺の漁民が勝訴した福岡高等裁判所の確定判決に基づき、国が判決に命じられた調整池排水口の開門を実行しようとしたことに対し、国に反対の立場を表明しました。その理由は、「はじめに事業ありきであってはならない。住民が納得できるように、充分説明を尽くすべきであり、その説明がなされないまま着工されてはならない」ということだと、私は理解しています。私は開門を求めた漁民の代理人ですが、この長崎県知事の主張には、私もまっ

たく同意見でしたから、直ちに国・農水省との意見交換の機会などに「国は住民に充分説明を尽くすべきだ」と要求し続けました。

しかるに長崎県知事は、本件石木ダム建設の事業主体の立場に立つと、私の立場から見れば従来の意見を一転させて、納得のいく説明を求める地権者の声などに充分答えることをしないまま、一方的に強権を振りかざし、事業着工を強行しようとしています。

私は、事業主体である自治体が、事業を行う場合の説明義務について、正面から判断した裁判例として、私も原告代理人の一人として参加した、「牛深し尿処理場差止訴訟判決」（熊本地裁昭和50年2月27日判決、『判例時報』772号22頁）が最も適切だと考えています。この事件は、熊本県天草にある牛深市が、海岸に市民のし尿処理場を建設しようと計画したのに対し、処理した排水を放流する予定地住民である漁民が建設差止を求めたものです。判決は次のように判断しました。

「本件施設から出る放流水によって湾付近海域が汚染される結果、漁業その他生活上の被害を生じる蓋然性が高いと予測されるから、本件し尿処理場の設置は永年漁場および生活の場として付近海域とともに生きてきた・・・原告らをして、その居住地、住居を生活の場として利用することを困難とさせるに等しく、このような場合には、たとえ本件予定地に建設されるものが本件施設のように公共性の高いものであっても、その建設を許容すべき特別の事情がない限り、受忍限度を越える違法なものとして建設差止が認められるべきであると解するのが相当である。」

さらにその「特別の事情」の在否について、「牛深市は事前に環境影響調査を行って、本件施設が設置されたときに生ずるであろう被害の有無、程度を明らかにし、その結果により、現在の方法よりはたして公害の発生が低いと言えるかどうかを厳密に検討し、そのうえで、本件予定地に本件施設を建設する以外適当な方法がないと判明した場合にはじめて、その調査結果に基づき具体的な被害者に対する補償問題なども含めて、住民を説得する等の措置を取るべきである。しかし、そのような調査をした上で、その結果をふまえて交渉をしたとの疎明はないから、『特別の事情』があるとはいえない。」

以上の理由によって、差止が認められたのです。

従って本件において参考となるのは、行政はまず住民の納得、合意を得るよう努力する義務が存しており、その説明のために必要な資料として環境影響調査を行い、他の方法との比較検討を行うべきであり、そのうえで建設計画以外に他の適当な方法がないということが明らかにされた場合に、はじめて被害補償を含めて住民らを説得する等の措置を取る

こと、それらを行わなければ、その事業は違法となり、差止が認められる、ということなのです。私たちはこの判決の示した判断が正しいあるべき考え方だと確信しています。

国の答弁書によれば、今回の事業では現地影響調査を行ったし、他の代替案の検討もした、と主張しているようです。しかしそれはあくまで「一般的」「形式的」に行われたに過ぎません。答弁書では現地影響調査よれば、事業によって失われる利益は「自然環境への影響であり、しかも総合的に判断してその影響は小さいと評価されている」と主張しています。地権者に限定してさえも、奪われるものの本質をまったく考慮しようとさえしていない影響調査です。ましてや地域全体の生活住民に及ぼす影響など、まったく考慮されていないのです。裁判所は、ぜひ澄んだ目で、これまでの事実の経過を見てください。本当にこの事業に「必要性、公共性」が存するのか。抽象的形式的一般論の理屈ではなく、地権者たちが訴える具体的な事実そのものを直視していただきたいと切望します。そのことによって、同時にまた地権者たちが強権的に乱暴に奪われようとしているものが、よりよく見えてくるはずです。決して、土地建物の値段などでは評価できない、してはならない「人としての尊厳」そのものが踏みにじられているのだということが御理解いただけるとと思います。

治水安全度を前提にした安全神話は崩壊した

弁護士 板井 優

- 1 いうまでもなく、本件は起業者としての長崎県が治水目的を、同じく起業者としての佐世保市が上水道用水の確保という利水目的を負って本件石木ダム建設事業計画を立て、これを国土交通省の九州地方整備局がその事業を認定し、二つの地方自治体による収用裁決申請を待って長崎県の土地収用委員会がこれを裁決したことを受けて強制的に石木ダムの建設を強行しようとする事例であります。

御承知のように約50年前から川棚川の支流に過ぎない石木川にダムを造る計画があり、水没予定地の住民たちの激しい反発と闘いを招いてきました。そして、現在に至るも13世帯の約60人の人々が水没予定地にて生業(なりわい)を営み生計を立てて来ています。これらの人々は、先祖から守り継がれ、語り伝えられてきた生活を維持しこれを子孫に伝えようとするわが国では外に例を見ないほどの敬虔な人々であります。

率直に言って、法治国家のわが国にあっては、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを助けることは出来ません。裁判所におかれてはこのことを十分にご理解いただき公正な判決をなさるよう心より願うものです。

- 2 次に治水と利水という二つのダムを造る目的についての疑問を、この際申し上げておきます。細かいことは、相代理人が、それぞれに立場からそれぞれ根拠を上げて指摘している通りです。詳しいことは、その指摘をきっちり受け止めて頂ければ幸いです。

まず、治水について申し上げます。治水とは簡単に言うと大雨が降っても河川が氾濫して洪水が起きないようにすることです。長崎県は戦後降った大雨に川棚川が耐えられるように河川改修をして参りました。少なくとも、その結果従来 of 降雨では洪水は起きないということを長崎県は認めています。しかし、雨の降り方を「理論的」に検討してみると100年に一度の洪水に対処できないということを持ちだし、そのためにはダムとセットでなければ治水安全度は確保できないと言います。ここで持ち出している治水安全度というのはダムによる治水安全度のことです。

これは、二つの点で問題があります。一つは、現実には雨が降った事実を問題にせず観念的な雨の降り方を問題にしている事であり、もう一つはダムがなければ治水安全度は維持できないという考えであります。このダムと河川とのセット論は国交省の謳い文句ですらあります。

次に、利水目的について述べます。最大の矛盾は、一方で人口が大幅に減るのに、他方で水需要が大幅に増えるという考えです。これは明らかに両立しません。ちなみに、この国の人口が2060年に1億人を大きく割り約8674万人になるのが当然の前提にされ、消えゆく地方自治体が出てくるという報道が大きくなされています。要するに、水需要も大きく減少するのです。そこで、その矛盾を解消するために、様々なテクニックを用いて水需要が増えるという小理屈を作り出しているのです。そのために、佐世保市の水道代が大幅に値上がりを行います。

この二つの目的の根底には、「始めにダムありき」という言葉が潜んでいます。では、どうして50年以上の前のダムづくりを現在に至るまで推進しようとしているのでしょうか。

その昔、現在の九州地方整備局が九州地方建設局（九地建）と言われていた当時、談合でダム建設を請け負った業者が九州地方建設局長のところに行くと言銀行からお金を貸してくれる書類に職印をついたという週刊誌の報道がなされていました。この報道の通りですと、借りた金を返さざるを得ませんので半世紀以上前のダム計画がまかり通ることになります。

3 では、こうしたダムはどうなるのでしょうか。

中部地方の岐阜県揖斐郡の揖斐川水系に徳山ダムという有名なダムがあります。ダムは出来ましたが、付近の自治体が水を買ってくれないのです。水需要が少なくなったというのがその理由です。その結果、全く無駄なダムが出来上がりました。

しかし、本件と徳山ダムとは決定的な違いがあります。徳山ダムでは周辺の自治体はいわゆるダムの水の「顧客」でしたが、石木ダムの利水問題では、佐世保市は顧客ではなく、「起業者」なのです。ここでは、徳山ダムのような顧客の水需要を予測するのは難しいという論理は成立しません。

2015年5月、水防法という法律が改正されました。この改正法に基づき、熊本の球磨川水系の下流にある八代市で大変な水害が起こるというハザードマップが公表されました。

国交省八代河川道路事務所長は「従前は河川整備の目標とする『計画規模』の雨量を前提に指定しましたが、新たに『想定し得る最大規模』の雨量を前提にしたものを公表することとなった」として、指定・公表したとしています。これはある方が、九地整の八代工事事務所にこれは何かと尋ねました。すると、1000年に一度の大雨による洪水の結果であると答えたというのです。80年に一回の大雨に耐える治水安全度を目指して川

辺川ダムを造るとというのが国交省の方針でした。水防法が改正されたのは、関東平野の鬼怒川という川が上流にいくつものダムがあるのに大洪水が起こったからでした。ダムは事前に想定された大雨には治水安全度が確保されます。しかし、想定外の大雨には対応できません。ここから防災安全度という考えが出てきました。

要するに、今や想定外の大雨に対するダムの治水安全度を前提にした安全神話は全く崩壊したのです。

- 4 ダムというのは治水目的だけで分かりやすく言いうと、山間部に出来た人工の遊水地ということが出来ます。普段はダムをカラにして雨が溜まりやすいようにします。しかし、これに利水目的などを加え特定多目的ダムにすると利水目的のためには普段から水を貯めるようにします。しかし、いつどのような雨が降るかは誰にもわかりません。したがって、この二つの目的はまさに矛盾いたします。またダムは、いつも山間部に作るのではなく、人々が暮らす里にも造られます。山間部と違い里に出来るダムは自然環境や人間の生業をより大きく破壊します。

事実石木ダム建設事業計画では、ダムは一旦できると様々な魚介類の住む自然環境を壊し、ホタルなどの生息も拒否します。またそこに住む住民たちの生業も奪ってしまいます。

今、石木川の自然を守れという長崎県内の世論が大きく広がっています。特に、川棚町では毎月1回各地区で学習会をして、最近では1000人弱の映画会も行われました。

また、はるか遠いアメリカに本社を置くアウトドア商品を扱う「パタゴニア」という会社の日本支社もこの運動に深い理解を示しています。この中で、石木ダムに反対する住民の意思を表すアンケート（対象県民2500人中79.3%がダムの必要性に対する県の説明が「不十分」と回答）の結果を公表しています。

- 5 以上、いろいろと本件石木ダム建設計画事業認定の問題点について申し上げました。しかし、私たちは、ダム一般について建設反対を申し上げているわけではありません。かように問題点が多い石木ダム建設計画の事業認定は取り消されるべきであり、行政の行き過ぎを規制することが司法である裁判所のやるべきことだと思っております。

かつて、水俣病問題の解決のためにご尽力された故原田正純医師は「水俣病を見たものの責任」ということを私たちに訴えました。

裁判所が取り消し判決をだして頂ければ、私達が石木ダム建設計画事業を直ちに無いものとするようカー杯努力いたします。それが、判決を出して頂いた裁判所の努力に報いる道であり、この事件に関与した者としての責任だと思っております。

石木ダムの必要性は存在しない

弁護士 毛利 倫

1 はじめに

本件訴訟は、石木ダムの事業認定の取消を求めるものです。

被告国は、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面の二つの点で必要性が高いので事業認定をしたといいます。

しかし、これまで私たちは、3年前の11月の提訴時以来、利水面、治水面、いずれにおいても石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを繰り返し主張してきました。

そして、私たちは、既に提出した主張と証拠によって、石木ダムの具体的な必要性がないこと、少なくとも、被告が、石木ダムが必要であることを何ら具体的に立証できていないことについては十分明らかにできたと考えていましたが、さらに、昨年12月と今年1月の計3日にわたり実施した3人の証人尋問によって、そのことが、さらに一層明確になったと確信しております。

そこで、私たちは、結審期日を迎えるにあたり、証人尋問の結果を踏まえた利水面及び治水面の最終準備書面をそれぞれ提出しました。

これから、私たちの主張のポイントについて、簡単に説明いたします。

2 利水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

最初に、石木ダム事業の利水面について述べます。

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測について

このうち、水需要予測についてですが、私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的な一貫性や整合性は全くなく、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダム計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、生活用水について、佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。

しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人の証言により、受忍限界を超えていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、杜撰で不合理であることが明らかになりました。

次に、業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いので、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測しています。

しかし、佐世保市責任者である田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。

また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっていました。

今回、田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではなく、佐世保市が、SSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。

SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更した合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

(2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないということについては、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違っただけであることを繰り返し主張してきました。

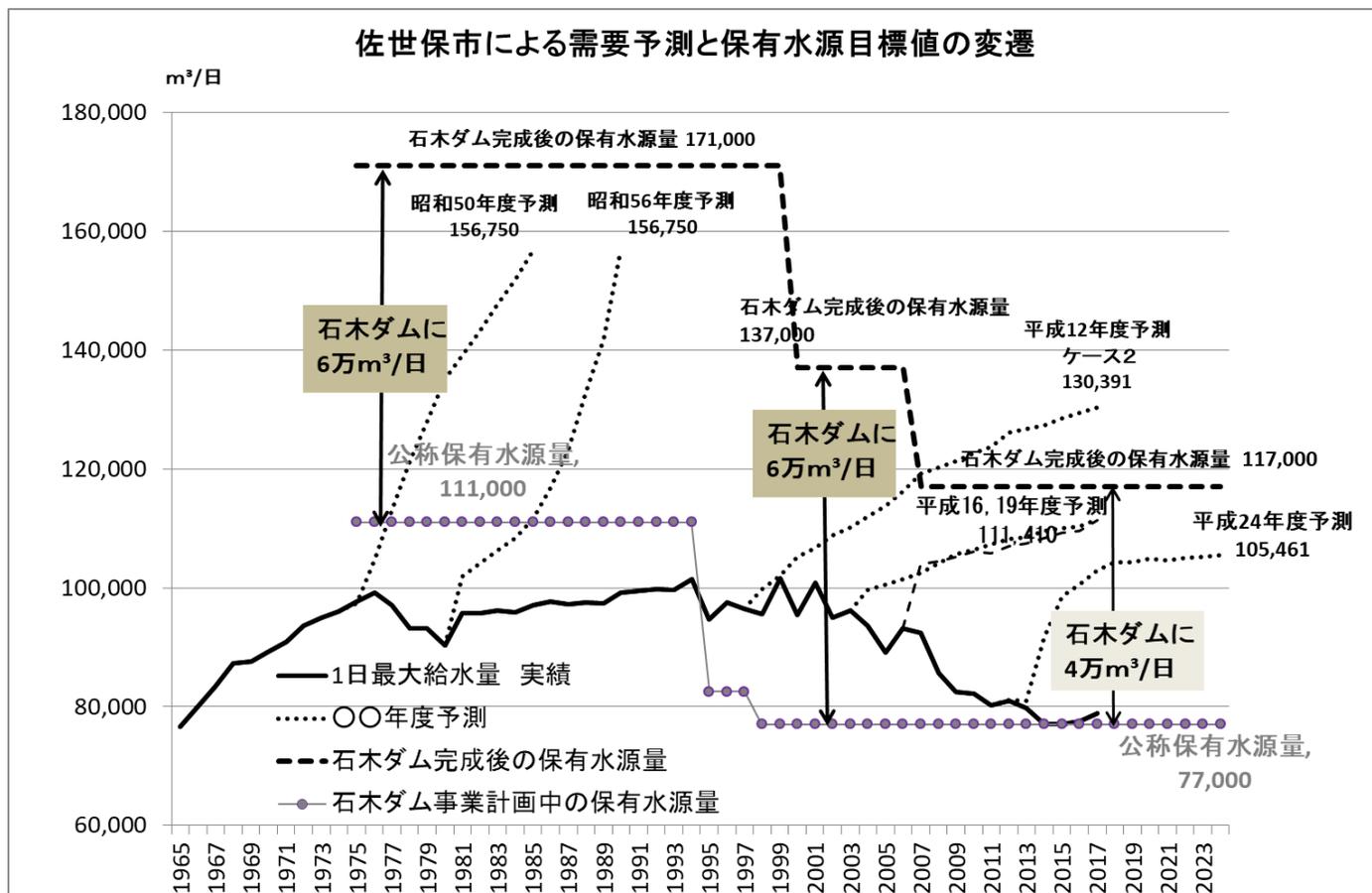
今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。

慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。

このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。

2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。



(需要予測と保有水源目標値の変遷 水源連ホームページより作成)

- 佐世保市は、「一日最大給水量実績値」(太黒線)と比較して、常に、過大な水需要予測(細かい黒点線)を行っていた。石木ダム事業が開始された1975年当初から、「石木ダムに6万m³/日」は実績と大幅にかけ離れた予測であった。
- 「一日最大給水量実績値」(黒線)が10万m³/日を超える見込みが立たなくなると、保有水源量(●点線)を3.4万m³/日小さく見積り、「石木ダムへの水源開発」のつじつま合わせをしている。

3 治水面において石木ダム of 具体的な必要性が全くないこと

次に治水面についてです。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことが明確なものとなりました。

まず、①計画規模についてですが、長崎県評価指数は恣意的に設定されています。

また、基礎とした多くの事情のうち他の多くの指標については、整備計画策定時の事情を用いているにもかかわらず、唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用いています。

そして、計画規模はダム事業計画に着手するや3倍以上に跳ね上がっているといった恣意的な設定がなされているのです。すなわち、計画規模は恣意的に設定されていることが明らかとなっています。

次に、②基本高水流量についてです。

技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率について、ことさらにこれを検討せず、実際には500年～1000年に一度しか生じないような流量を基本高水流量として設定しています。すなわち、長崎県は技術基準が求める棄却検定をあえて回避し、非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

現実的に生じる可能性が著しく低い流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が捻出できなかったことが明らかになりました。

三番目に、③石木ダムの効果についてです。

まず、石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。

そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている特異な流量となる降雨時でも計画堤防高よりも低い水位にて流下します。

さらには、治水代替案は客観的・合理的に検討されておらず、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への効果は一切検証されていないのです。

すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果が具体的に基礎づけられているわけではありません。

そして、石木ダムの効果が発揮する場面は非常に限定されています。100年に一度の頻度で生じる、僅か1時間に満たない時間帯にて、堤防高ではなく計画高水位(計画上の水位)を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だとされているのです。すなわち、ダムの効果が発揮されるのは100年に一度、しかも、ほんの僅かな時間・量だけなのです。

治水責任者である浦瀬証人が述べたように、本件石木ダム計画は、昭和50年の段階でダムを造るということは確定しており、その後はこれを作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合する体裁となるように「確認」をしただけです。ゼロベースでの見直しなどこれまで全く行っていません。

整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけで、具体的な必要性の有無の検討など行われていません。

これを真摯に検討していれば、石木ダムの必要性がないことは明白ですし、事業認定をなすこと自体不合理であることは被告も分かっていたはずですが。

4 まとめ

以上述べたように、石木ダムの具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しないことが証拠上明白になりました。

結局、石木ダムの必要性とは、水はたくさんあればそのほうがいい、防災対策はあるにこしたことはないというレベルにすぎないのです。

具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、不要な石木ダムを建設するなどあり得ないことであり、また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業の事業認定を取り消すことは裁判所の責務です。

奪われようとしているもの

弁護士 鍋 島 典 子

1 はじめに

約2年半前の2013年9月、石木ダム建設事業について国の事業認定が行われました。しかし、この事業認定すなわち、この石木ダム事業の遂行は到底許されるものではありません。それは、この石木ダム事業が客観的にも不要な事業であり、まったくの税金の無駄遣いであることがすでに明らかであることもそうですが、なによりも、この事業の遂行によりもたらされる被害、この事業によって奪われるものが極めて重大な権利・利益であり、このような事業の遂行は法の認める範疇外のことであって、憲法が認めるはずのないものだからです。私からは、この点についてお話しいたします。

2 強制収用によっても奪うことが許されない利益

事業認定後約2年半の間に、長崎県はすでに一部の土地について強制収用を行いました。強制収用とは、土地収用制度にのっとり、憲法29条3項に規定されている「公共のため」と判断された事業について、権利者の意思を無視して私有財産を強制的に取得または、強制的に使用することができるという制度です。そして、「公共のため」と言えるか否かの判断は事業認定手続によって行われます。

ですので、事業認定を申請するということは、強制収用を実施することが前提となっているはずであり、「公共のため」とは、強制執行によって失われる利益と比較してもなお、事業によって得られる公共の利益が優越すると認められる場合に限り得られると考えられています。

ですが、土地収用制度が憲法29条3項を根拠に認められていることから明らかなように、強制収用が認められるのは、それが財産権の制限にとどまるからです。財産権以外の権利・利益の強制収用は、そもそも認められていないと考えます。

そして、まさに、石木ダム事業は、こうばるで暮らす13世帯54名の人としての生活を奪い、財産権を超えた権利・利益を強制収用手続によって奪うものであり、強制収用制度が想定していない事態なのです。

3 奪われようとしているもの

石木ダム事業が奪おうとしているもの、本件事業によって失われようとしているものの一端は、地権者の意見陳述により感じていただけたと思います。本件事業は、こうばるでまさに現在暮らしている彼らが、先祖代々守り続け、未来につなごうとしているこうばるでの生活そのものをすべて水の底に沈め、根こそぎ奪います。これまで連綿と続いてきたこうばる地区の歴史、その家族の歴史が、ある日突然、消滅させられます。

そこで奪われる権利・利益は、単に田畑や建造物としての居宅といった経済的利益ではなく、人が人として生きていく権利、まさに人格権の侵害です。そして、こと石木ダム事業は、13世帯54名もの人々の生活、そこで一つの地域社会を消滅させる許されざる事業です。そのため、石木ダム事業は許されざる権利侵害をもたらすものであり、このような事業の遂行は法の認める範疇外のことなのです。

4 石木ダム事業は未曾有の被害をもたらす事業であること

これまでも、空港建設事業やバイパス事業、道路拡張事業、河川改修事業などで事業認定の告示がなされた事業は多数存在します。そして、少数ではありますが、土地収用手続きが行われた例も存在します。しかし、この石木ダム事業は、それらの事業と同様と考えることはできません。

あきる野市の圏央道予定地の土地収用や東九州道建設事業、さらには成田空港建設事業においても、これまでは、強制収用が行われる前に住民が任意で明け渡したか、せいぜい1軒の民家が強制収用されたにとどまります。東九州道建設事業では、収用されたのはミカン畑でした。ですが、石木ダム事業は、13世帯54名の住居を強制収用しようとしているのです。このことの重大性・残虐性を、起業者らは理解しているのでしょうか。

その家で生まれ育ち、今の今まで生活をしてきたおじいさん、おばあさんを、家から引きずり出すのでしょうか。自分の部屋にたくさんの宝物を大切に保管している子供たちを、その部屋から引きずり出すのでしょうか。家族を守り、家を守ってきたお父さんも、お母さんも、機動隊らによって引きずり出されるのでしょうか。そのような光景が、13世帯の家々で繰り広げられるのでしょうか。

そして、それを、日本の社会と憲法は許容するのでしょうか。昭和26年に土地収用法ができてからこれまで、ただの一度も、社会生活を営んでいる一つの地域を、強制収用という方法によって破壊したことがなかったという事実が、まさにその答えなのだと考えます。

参考； 石木ダムを巡る問題・経過

弁護士 平山博久

1 事案概要

石木ダム建設事業は、長崎県を流れる川棚川の支流である石木川の合流点から約2km上流の長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷に石木ダムを建設するという計画である。

同事業は長崎県・佐世保市が起業者として事業認定申請をした事業である。「起業者によれば」この事業の目的は、①水道用水が不足して度々渇水被害を受けてきた佐世保市へ十分な水道用水を確保する（利水目的）、②石木川の流量調整を行い、これまで度々水害を起こしてきた川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）、③流水の正常な機能を維持すること等を目的とした多目的ダムを建設するというものである。

2 これまでの経過

(1) 石木ダム建設計画は、無断測量調査が開始された1962年に遡るが、未だダム本体工事には着手していない。

弁護団結成までの主な経過は以下のとおりである。

1962(S37) 県現地調査・測量開始するも地元の抗議で中止

1975(S50) ダム建設予定地の地権者122世帯が
「石木ダム建設絶対反対同盟」結成

1982(S57).5 県が機動隊を伴う強制測量
地権者反発60世帯以上計200名以上による阻止

2009(H21).11 県・佐世保市が土地収用のための事業認定申請

2010(H22).3 県ダム予定地周辺付替道路工事（県管理地）着手
13世帯による阻止行動

2013(H25).9 事業認定告示

2013(H25).10 165余人が行政不服審査法に基づき、石木ダム事業認定取消しを求める審査請求提出（そのほとんどの提出者に対する審査結果はまだ出されていない。）

同.12 弁護団結成

(2) 本事件で特筆すべき点は、i) 1962年から50年以上経過した現時点でもなおダム本体が完成しておらず、本体工事に着手すらしていないこと、ii) 13世帯約60名の人々が現にダム予定地に現に居住し、豊かな自然と豊かな社会を享受して生活を営み、また、石木ダム建設絶対反対同盟を基礎として一致団結して反対運動を展開していること、iii) そして、その反対活動が拡充されていること、の3点である。

3 弁護団結成後

- (1) 2013年12月に石木ダム対策弁護団（弁護団長：馬奈木昭雄弁護士、副団長：板井優弁護士）を結成し、私たちは、居住者13世帯60名のほか、長崎県内外に及ぶ多数の当事者・支援者と共に、多数回に及ぶ公開質問状を起業者に送り、これに対する説明会を開催させてきた。

大まかな経過は以下のとおり。

- 2013.12.27 県知事に公開質問状1を提出
- 2014.1.9 県庁訪問し説明を求めるも、知事は対応せず、回答書を作成中であるとの回答。
- 1.24 長崎県から回答
- 1.31 前の回答が十分でないため抗議文・公開質問状2を作成し、県庁訪問 → 佐世保市も質問の対象に加える
- 2.21 佐世保市長宛公開質問状1提出
- 2.28 県庁訪問の上説明会
- 3.14 佐世保市庁舎訪問の上説明会
- 3.20 佐世保市長宛公開質問状2
- 4.11 佐世保市庁舎訪問の上説明会
- 4.21 知事・市長・町長地権者に対する事前予告なき戸別訪問
- 4.25 佐世保市長宛公開質問状3
- 5.1 長崎県宛面談了承の連絡
- 5.19 県庁訪問
- 5.23 佐世保市庁舎訪問
- 6.6 佐世保市長宛公開質問状4
- 6.21 県によるこうばる現地説明会
- 7.11 県知事・佐世保市長、川棚町長による説明会
- 7.14 県知事収用裁決へ向けた立入調査実施するとの会見
- 7.17 県知事宛抗議行動
- 7.25 県測量のため立入調査
→ 説明要求運動により事実上断念
- 7.30 県付替道路工事着手
→ 説明要求運動により事実上断念
- 8.3 県による現地説明会
→ それ以降の説明会を悉く拒否
説明会ではなく、賛成・反対双方の市民向け公開討論 会も拒否

→ 佐世保市も同様の方針

8.22 九州地方整備局に対する報告書

(説明会の中で恣意的・客観的事実に反する事実や資料があることを指摘)

- (2) 以上の通り、弁護士は、地権者・支援者・河川・水道等の専門家と連携を取りながら、公開質問内容を詰め、公開説明会の場で起業者を立ち往生させる(私たちの質問に合理的な回答をすることができない状況を作り出す。)運動を重ねてきたが、その結果、長崎県・佐世保市は、公開の場での説明会や市民向けの討論集会を実施することを拒否する態度を示すようになり、徐々に闘いの場所が司法の場に広がっていくこととなった。

4 多数の裁判等

(1) 長崎県による二度の仮処分申立

ア 地権者らは長崎県に対してこれまで説明要求行動を継続していたところ、長崎県は、地権者による説明要求行動が工事の妨害行為であるとして、2015(H27)年8月7日、地権者23名を債務者として妨害行為禁止の仮処分申し立てを行い、平成28年3月、債務者のうち16名に通行妨害禁止を命じ、その余の7名に対する申し立てを却下する仮処分決定がなされた。

イ さらに、長崎県は、2016(H28)年10月28日、先の仮処分当事者となっていない19名に対して、再度の通行妨害禁止仮処分申し立てをし、平成29年9月29日、10名について通行妨害禁止を命じ、その余9名に対する申立を却下する仮処分決定がなされた。

ウ 長崎県による仮処分申立が却下された債務者の中には、決定書中に、(長崎県が)「債務者らをどのようにして妨害行為者として特定したのか、その経緯は明らかとはされておらず、また、その同一性を認めるに足りる的確な疎明もない」とした方もいる。

上記仮処分の審理の中で、私たちが、長崎県に対して、全員について、誰が、いつ、どこで、いかなる行為をしたのか、そして、その行為が妨害と評価すべき理由について具体的に主張するよう求めるとともに、その主張事実と提出した証拠との関連性(同一性)についても明確にするよう求め続けたことに対して、長崎県は、全員の同一性に関する具体的主張はせず、且つ、全員が妨害行為をしたと判断するに足りる証拠を提出せず、審理を早く終えることを求め続けた。このように、仮処分の審理における上記態度に照らせば、長崎県が、仮処分の申立時点において、全ての当事者の特定まではできておらず、且つ、全員については妨害行為と評価するだけの事実が存しないことを十分に承知しながら、敢えて、多くの人々を債務者として、仮処分を申し立てたものと言わざるを得ない。その姿勢は、長崎県が私たちに対してダムの必要性について合理的な説明をすることを怠ったまま、なりふり構わず、様々な手段を通じ

てダム建設を強行しようとする姿勢と共通するものである。

(2) 私たちによる仮処分、差止本訴、取消訴訟

ア 取消訴訟

私たちは、2015（H27）年11月30日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、国を被告・相手方として、取消訴訟及び執行停止申立を長崎地方裁判所本庁に提起した。執行停止については2017（平成29）年3月30日、申立人らの主張する損害が、本件事業認定処分により生ずるといふことはできず、「本件事業認定処分の効力の停止をすることはできない」、また、②「本件事業認定処分がなされても」「強制力をもって剥奪されるまでには相応の手續と時間を要するのであって、現時点において本件事業認定処分の効力を停止すべき緊急の必要があることを一応認めることはできない」として申立を却下した。

取消訴訟の原告は約110名である。現地進行協議、証人尋問を終え、本年3月20日に結審、本年7月9日判決予定である。

イ 工事差止目仮処分申立及び差止本訴

また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がり強化を目指して、2016（H28）年2月2日、個人の尊厳・人格権等に基づき石木ダムに関する工事の差止めを求める仮処分を長崎地裁佐世保市に申し立てた。債権者数は全国各地から約500名に上る。

同申立に対して、長崎地裁佐世保支部は、2016（H28）年12月20日、現在、道路工事の一部に着手したに過ぎず、土地の取得や本体工事もなされていないなどとして、保全の必要性がないことを理由とする却下決定をした。

そこで、私たちは、上記決定を受け、改めて2017（H29）年3月6日、工事差止本訴請求を提起した。原告は、仮処分申し立てを超える600名余に及んでおり、現在、長崎地方裁判所佐世保支部に係属して、審理中である。

5 事業の必要性・公共性がなく、本事業は中止されるべきこと

(1) まず、50年以上前から計画があったにも関わらず、現にダムが作られていないこと、さらに、その時間をかけてもなお未だダム建設予定地に居住している方々の全員の同意を得ることができていないこと（なお昭和47年頃、長崎県知事とダム建設予定地の住民の総代との間で、石木ダムの建設の必要が生じたときには、書面による合意を経て着手する旨の覚書が作成されている。）が、端的に石木ダムが不要であることを示している。

(2) 利水面

利水面について佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水

源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きる。

しかし、取消訴訟における審理の結果、

ア ①水需要予測について

私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、毎回、需要予測の手法や数値が変遷し、そこに論理的の一貫性や整合性は全くない。そうであるにもかかわらず、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通している。

このように、取消訴訟の審理の結果、過去全ての需要予測が客観的な根拠に基づかないダムありきのものであることが明らかとなっている。

また、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容一つをとっても、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのものであって、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用していたことが明らかとなった。

イ ②保有水源について

上記①のでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないという佐世保市の主張については、審理の結果、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることが明らかとなった。

なお、取消訴訟においては、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しているが、このうち、東京大学の教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外であり、証人尋問に応じた首都大学東京の教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しており、2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の書面に過ぎないことが明らかとなった。

(3) 治水面

さらに、治水面においても、①ダムの計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的必要性がないことが明確なものとなった。

すなわち、

ア ①計画規模 1/100 については、長崎県評価指数は恣意的に設定されており、基礎と

した事情のうち唯一河道状況のみ昭和 50 年当時の古いものを用いることで想定氾濫面積を引き延ばすことで計画規模を高く（分母を大きくする）手法が採られたことも明らかとなった。

イ ②基本高水流量についても、技術基準が求める 1 時間当たりの降雨量（降雨強度）の超過確率について、ことさらにこれを検討せず、実際には 100 年に一度ではなく、500 年～1000 年に一度しか生じない流量を基本高水流量として設定しており、現実的に生じる可能性が著しく低い流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が検出できなかったことが明らかとなった。

ウ ③石木ダムの効果についても、まず、石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができること、さらに、万が一基本高水流量として設定されている特異な流量となる降雨時でも計画堤防高よりも低い水位にて流下できることも明らかとなった。

さらには、治水代替案は客観的・合理的に検討されておらず、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への効果は客観的な検証がなされていないことも明らかとなった。

このように、石木ダムによる現実的な効果が具体的に基礎づけられているわけではなく、100 年に一度の頻度で生じるとされる僅か 1 時間に満たない時間帯に限って、計画堤防高より低い計画高水位を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だとされていることが明らかとなった。

(4) 以上、石木ダムをめぐる客観的な事実経過、利水面及び治水面における必要性がないことに照らして、石木ダムは不要な事業である。

6 失われるもの

(1) 取消訴訟の原告らの一部が居住し、石木ダム事業による水没予定地とされている川棚町岩屋郷川原（こうばる）地区は、長崎県川棚町の東を流れる川棚川の支流である石木川の中流域にある集落である。周囲を小高い山に囲まれて棚田や畑が広がっており、日本の農村の原風景が残る自然豊かな集落である。

こうばるでは、春は菜の花が、秋にはコスモスが咲き乱れ、夏にはゲンジボタルの乱舞が見られる。その自然の中、昼間はカワセミやヤマセミ、カワガラスといった鳥が空を舞い、夜はフクロウの声在山々に反響する。

こうばるを流れる石木川には 7、8 か所に固定堰が設置され田んぼの用水に利用されており、ウナギやモズクガニ、メダカ、ヤマトシマドジョウや他の多くの魚のすみかになっている。川べりにはカスミサンショウウオやトノサマガエル、ニホンアマガエルといった両生類も生息し、クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエ、ヒメアカネといったトンボが田畑を飛び回る。春にはコムラサキやメスグロヒョウモンといった蝶

類が飛ぶ姿も見られる。

これらのなかには生存が危うくなった生物もあり、ヤマセミ、カワガラス、トノサマガエル、オナガサナエは長崎県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ種に、カワスミサンショウウオ、ヤマトシマドジョウ、コムラサキ、クロサナエ、オジロサナエは絶滅危惧Ⅱ種に指定されている。

- (2) この豊かな自然の中、子どもたちは石木川で魚を追いかけ、野山を駆け、遊び育ってきた。大人たちは石木川の清流で米や野菜を作り、生活してきた。

こうばるに住んでいる人々は、ほとんどが先祖代々その土地に住み続けてきた人々である。そのため、こうばるでは、長年、住民がみな顔見知りで、子どもたちはそれぞれの家を行き来して遊び、同じ年頃の子どもを持っている親同士はお互いに子どもたちの様子を話し合い、お互いに子どもの様子を見守るという関係を築いてきた。お互いの田畑の様子を見ながら協力して土地の管理をしたり、田畑でできた作物はおすそ分けをしあってきた。地区の集まり事があれば、それぞれの家が料理を持ち合って集まり、飲食を共にし、祭りともなれば、住民総出で準備をし、ひと時の楽しい時間を共有してきた。

現在でも、毎年ほたるが飛ぶ時期になると、女性たちによって公民館の大掃除が行われる。そして、きれいに掃除された公民館で「ほたる祭り」の準備が行われる。餅をつき、炊き込みご飯や煮物を炊き、「ほたる団子」を作る。こうばるの子どもたちもそれを当たり前のように手伝う。おばあさんたちは、麦わらを編んで祭りで販売する「ほたる籠」を作る。男性は材木を組んでテントを張り、会場の設営をする。住民によって作られるほたる祭りは、今では県内外から人々が訪れ、こうばるの人々のおもてなしとこうばるのほたるを楽しむ機会を提供している。

また、日常生活においては、何世代にもわたって耕されてきた田畑で米や野菜を作り、家庭菜園で収穫した作物で豊かな食卓を囲んでいる。こうばるの多くの家はそれぞれの田畑で農業を営んでおり、収穫の時期などには一家総出で農作業を行うことも珍しくない。

広々とした土地に趣味の草花を植えて楽しむ者もいる。山で獲ったイノシシ、川で獲ったウナギを人々にふるまうことを楽しみにしている者もいる。

- (3) これらのこうばるでの生活は、一朝一夕にできたものではない。山間に作られた田畑は、住民の先祖が石を積み上げ、土を均してきれいな田畑にし、長年にわたりそれを代々維持してきたものである。田畑に引く水は、川からの水路を造り、地域住民で整備してきたものである。人と人とのつながりは、助け合って生活してきたことで、自然と育まれてきたものである。

こうばるの人々の暮らしは、長年その土地で生きてきた多くの人々の暮らしの上に成り立っており、その多くの人々の努力によって成り立っているものである。

そして、こうばるの人々は、この土地で培われた恵みを受けて生活をしている。こうばるの人々は、この土地に生まれ育ち、または結婚を機に住み始め、家族を作り、子どもを育て、その家から仕事に行き、食卓を囲んでいた。自分好みの庭を造るもの、好きな調度品をそろえる者もいた。そのような生活は、すべてこのこうばるといふ地の中で醸成されたものであり、この地に根差した住居でしか築けないものである。

彼ら彼女らにとっては、先祖代々住み続け、家を守り、田畑を守り、墓を守ってきたこうばるの地で暮らし、自分もそこでの暮らしを次世代に引き継いでいくことが、彼ら彼女ら自身の「生き方」であり、人間らしく生きていくその根幹に位置づけられるものである。

- (4) 石木ダム事業の工事は、こうばるの自然環境を、原告らが生まれてから現在に至るまで形成してきた社会生活を、また、今後のその地で送る予定であった人生を根底から奪うものに他ならない。

この点、福島第一原発の事故に伴う放射性物質の放出及び避難指示等によって生活の本拠としての住居から避難せざるを得なくなったことについて、東京地方裁判所平成30年2月7日判決は、人が、「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「包括生活基盤」と称し、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することができる」と述べた。そして、このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益でありいわゆる包括生活基盤に関する利益として、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると判示している。

ダム建設予定地に居住して生活をしている人々の「こうばるでの生活」はまさに、これまでのこうばるの歴史や人と人との繋がり、生活実態等、いずれを捉えても上記東京地裁が判示する「包括生活基盤」というべきものであり、住民らが健全かつ安定的に人格を維持、形成し、陶冶するために不可欠なものである。

7 私たちの運動と裁判について

- (1) これまで私たちは、各手続きの段階で考え得る様々な闘いを展開してきた。
- (2) その結果、県内外に石木ダムという問題があるということが知られるようになり、当事者だけでなく、多くの支援組織が立ち上がり、各方面からの支援がなされるようになった。

この問題が、広く認知され、多くの支援がなされるようになったのはなぜか。

それは、①先祖代々住み続け、家を守り、田畑を守り、墓を守ってきたこうばるの地で暮らし、自分もそこでの暮らしを次世代に引き継いでいくことが、彼ら彼女ら自身の「生き方」であり、人間らしく生きていくその根幹に位置づけられるものであり、その生活が個々人の包括生活基盤であり、②そのこうばるの地にダムを造ることは、その包括生活基盤をダム事業によって不可逆的に侵害することに他ならず、③そのような事態を許さないとして 50 年以上もの間、闘い続け、ダム問題に人生を翻弄されてきた住民の方々の声に多くの人々が賛同し、④起業者である長崎県と佐世保市が住民の方の合理的な疑問に誠実に答える姿勢を示さず、ダムありきの姿勢を貫いていることに世論の批判が沸き起こっているためである。

- 1 長崎県・佐世保市は、住民らを支える声が高まっていることを受けて、現在、追い詰められた状況にある。

すなわち、当初行っていた公開説明会を拒否するようになったのも、地権者の土地の一部を切り取って裁決申請・明け渡し裁決申立てをすることで内部切り崩しを図ろうとしたのも、パフォーマンスとして報道期間を随伴させて地権者宅を突然訪問して説明する姿勢を示したことも、現在、ダムの必要性について過去の水害・過去の濁水を利用して県民・市民の不安を煽る姿勢を貫く一方、過去の水害を全て流下させることができるなどの重要な情報を隠していることも全て、長崎県・佐世保市が、住民ら及び支援者らの固く、強い団結の下、より支援の輪が広がっていくのを恐れ、追い詰められているがためである。

- 2 そして、追い詰められた長崎県・佐世保市がやるべきことは、もはや事業自体が老朽化して、現在の状況にそぐわない石木ダム事業に固執することではない。

長崎県・佐世保市がやるべきことは、これまで述べた広がる民意を真摯に受け止め、これまでの方針がダムありきの誤った方針であることを認め、より長崎県民のための地域再生計画を策定する方針に転換することである。このことは、起業者の広い裁量の下に、ダムに頼る治水・「政・官・財」のための公共事業から、ダムに頼らない治水・真に国民、県民、市民、そして住民のための公共事業に転換することに他ならない。

そのような新しい公共事業の在り方を長崎県・佐世保市自身が実現することこそ私たちが求めるものである。

(5) 私たちは、長崎県・佐世保市がこれまでの方針を転換して、新たな地域再生事業への取り組みを考えるのであれば、私たちはこれに協力する気持ちを持っている。

しかし、長崎県・佐世保市が、今後も、従来の方針を改めず、事業を継続するというのであれば、公共性が認められない本事業によって地権者の生命、生業、財産他各種権利が侵害されることを絶対に許すわけにはいかない。

すなわち、今後も、今までそうであったように勝つまで闘う決意である。

以 上

石木ダム対策弁護士 連絡先

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号
アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階
黒崎合同法律事務所
弁護士 平山博久
電話 093-642-2868番